

第 3 次 財 政 計 画

(計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度)

令和 3 年 9 月
南 魚 沼 市

— 目 次 —

1. 南魚沼市財政計画の変更経緯	1
2. 第3次財政計画策定の経緯と目的	1
3. これまでの財政状況の推移	2
4. 今後の財政状況の推計(シミュレーション1) (財源不足への対応を実施しなかった場合)	7
5. 今後の財政状況の推計(シミュレーション2) (持続可能な財政運営に向けた対応を実施)	15
①財政健全化に向けての目標設定	15
②財政健全化推計の条件設定	18
③財政健全化推計	20
6. 歳入歳出当初予算額の目安 (シミュレーション2達成に向けた指標)	25
7. まとめ	28

1. 南魚沼市財政計画の変更経緯

当市の財政計画は、国の三位一体改革による平成 16 年度からの一般財源の大幅な削減を受け、合併間もない平成 17 年 12 月に財政健全化計画を策定し、平成 18 年度から 22 年度までの 5 か年で 71 億円の歳出削減を行いました。

その後、平成 18 年度の通年決算が明らかになり、合併市としての全体の決算状況が見えてきたことや新市まちづくり計画に基づく事業の実施が始まること、加えて厳しい財政状況を踏まえて将来の財政見通しを立てる必要があることから、平成 19 年 12 月に第 1 次財政計画を策定しました。

平成 20 年には、アメリカの金融危機に端を発して国の経済状況が大幅に悪化しました。市の財政も市税の落ち込みなどで大きな影響を受け、財政計画の見直しを迫られ、平成 21 年 12 月に変更(変更 1)を行っています。そして、平成 23 年 3 月の東日本大震災、7 月の新潟福島豪雨災害と大災害により大きな影響を受けたこと、新市まちづくり計画に掲載した大規模事業の事業費が具体的になってきたことから、平成 24 年 6 月に財政計画の変更(変更 2)を行ったところです。

平成 28 年に、第 2 次総合計画及び地方創生総合戦略の策定を受けて、平成 28 年度から 37 年度までの 10 年間を計画期間とした第 2 次財政計画を策定しました。当時、人口減少や合併特例措置の普通交付税算定替や合併特例債の終了に伴い、財源確保が懸念されていました。将来にわたって現在の市民サービスの水準を維持するためには、投資的経費の縮減と徹底した経費の削減に取り組み、持続可能な行財政基盤の構築を進める必要があったためです。

2. 第 3 次財政計画策定の経緯と目的

平成 28 年度に策定された第 2 次総合計画の基本計画は令和 2 年度までの前期と令和 3 年度からの後期のそれぞれ 5 年間と位置付けられており、社会情勢や市民のライフスタイルの変化、また予想を上回る人口減少、少子高齢化への対応を今まで以上に実践的に推進するため、第 2 期となる総合戦略の役割を「戦略プロジェクト」として組み込んだ後期基本計画が令和 3 年 3 月に策定されました。

また、公共施設等総合管理計画の策定により、今後行っていくべき公共施設の長寿命化及び統廃合等にかかる大まかなスケジュール等が示されました。

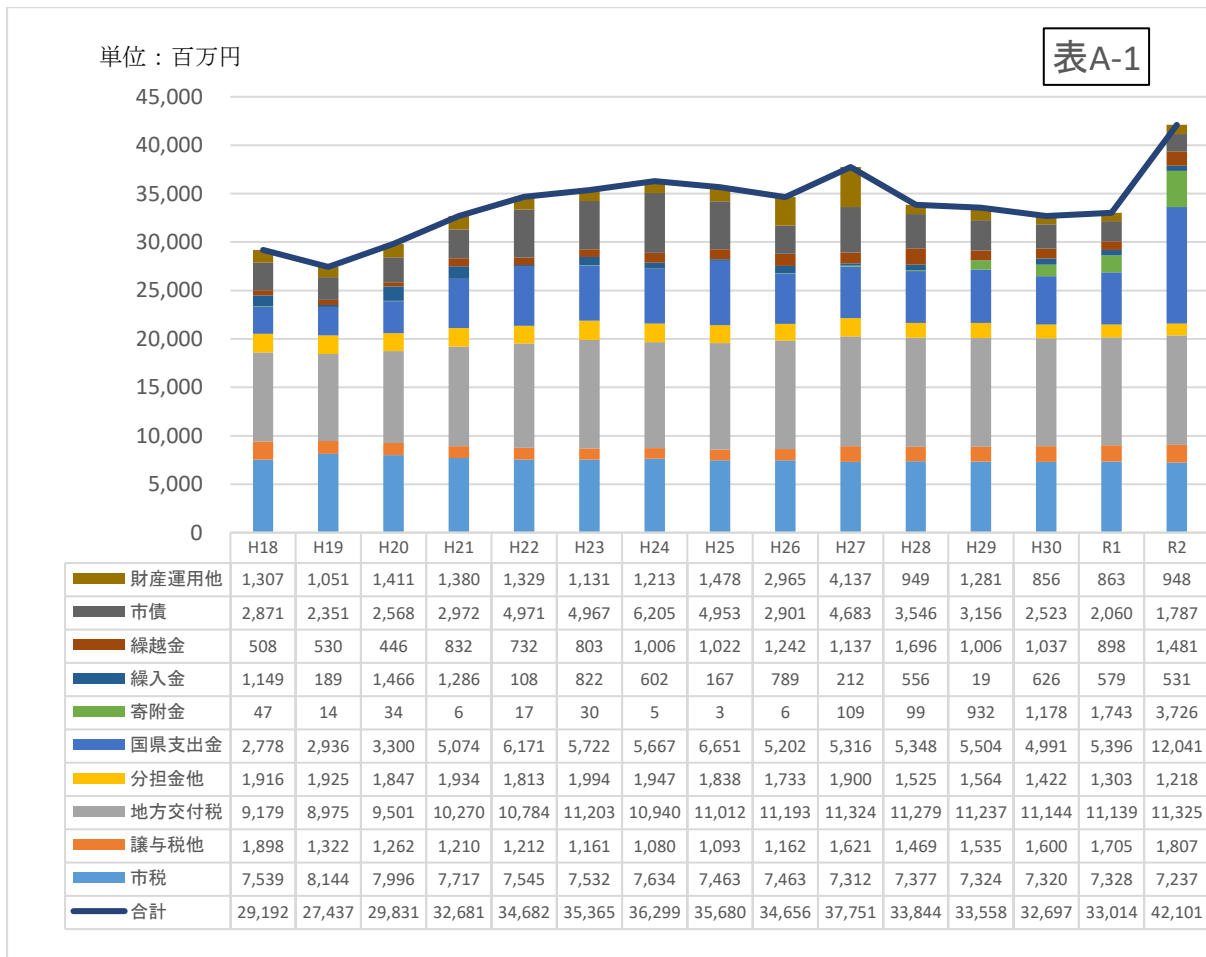
第 2 次財政計画も総合計画と同様に、策定から 4 年が経過し、この間に、幼児教育・保育の無償化の開始、会計年度任用職員制度の導入、税制改正などの財政運営に大きな影響を与える制度変更が数多くありました。

このような市の主要な計画や制度変更に加え、新型コロナウイルス感染症による市政への影響や、広域ごみ処理施設建設という大規模事業に直面する中で、公共施設等総合管理計画及びふるさと納税による影響を既存の計画に組み入れるにあたって、推計方法を根底から見直す必要に迫られました。また推計の見直しに伴って財政的な目標を設定するにあたり、第 2 次財政計画の残りの計画期間では適正な設定とすることが困難であることから、今後も持続可能で健全な財政運営を行うために、令和 3 年度から令和 12 年度までを計画期間とした第 3 次財政計画を策定することとしました。今回策定する財政計画は、将来の財政健全化と持続可能な財政運営を行うため、予算編成や財政運営の指標として活用することとします。

3. これまでの財政状況の推移

平成 18 年度から令和 2 年度までの地方財政状況調査を基にした歳入歳出の決算状況は次のとおりである。

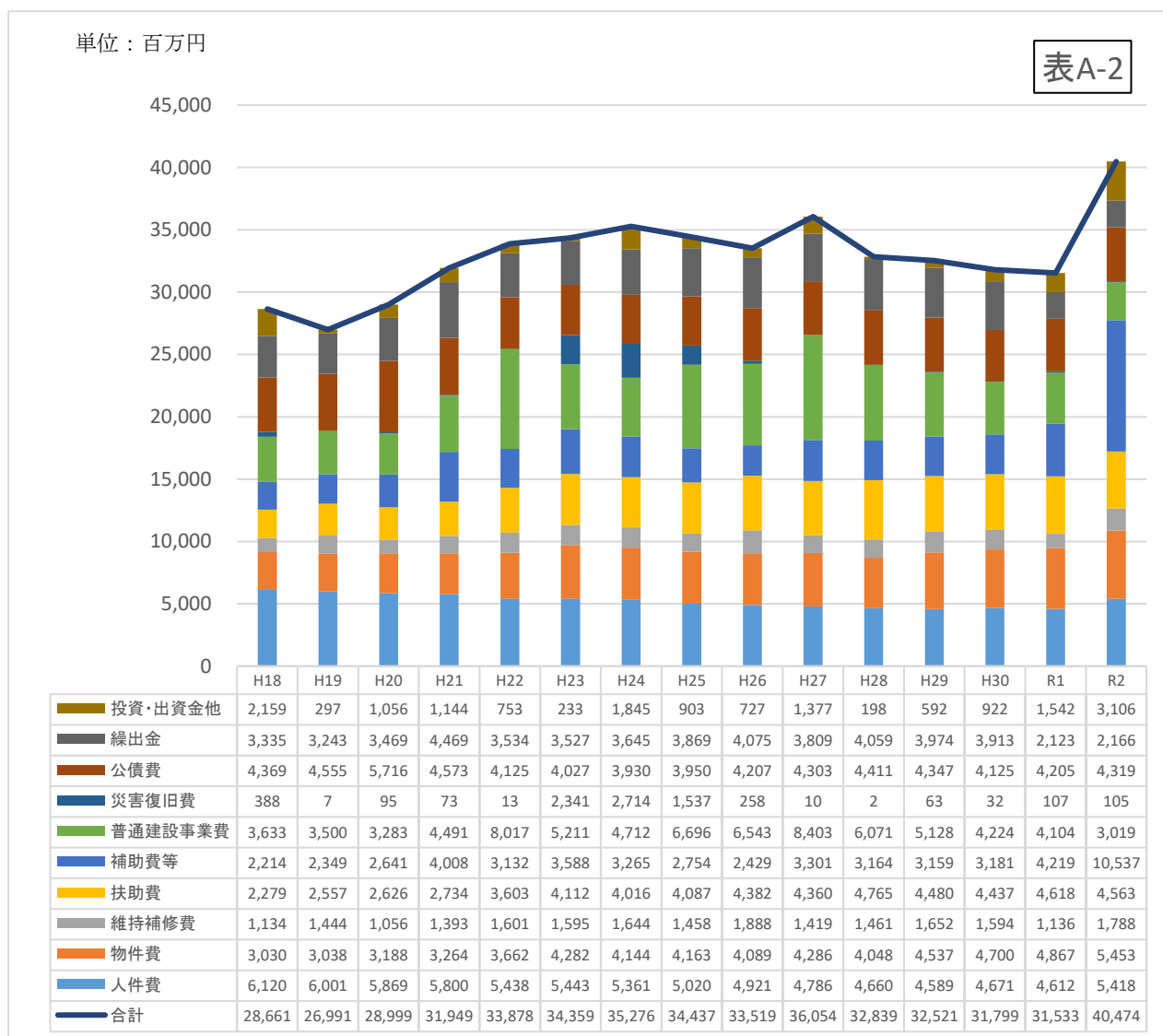
1) 歳入の推移



ポイント

- 市税：平成 19 年度をピークに減少し、平成 27 年度からおおよそ横ばい。
- 地方交付税：平成 19 年度から増加し、平成 27 年度がピーク。平成 28 年度からは合併算定替特例期間が終了する令和 3 年度に向けて大幅な減少が予想されていたが、その減少幅は想定よりも小さなものとなっている。
- 市債：平成 22 年度から大規模建設事業や大規模災害の発生により増加したものの、大規模建設事業が概ね終了した平成 30 年度には平成 20 年度の水準にまで落ち着いている。

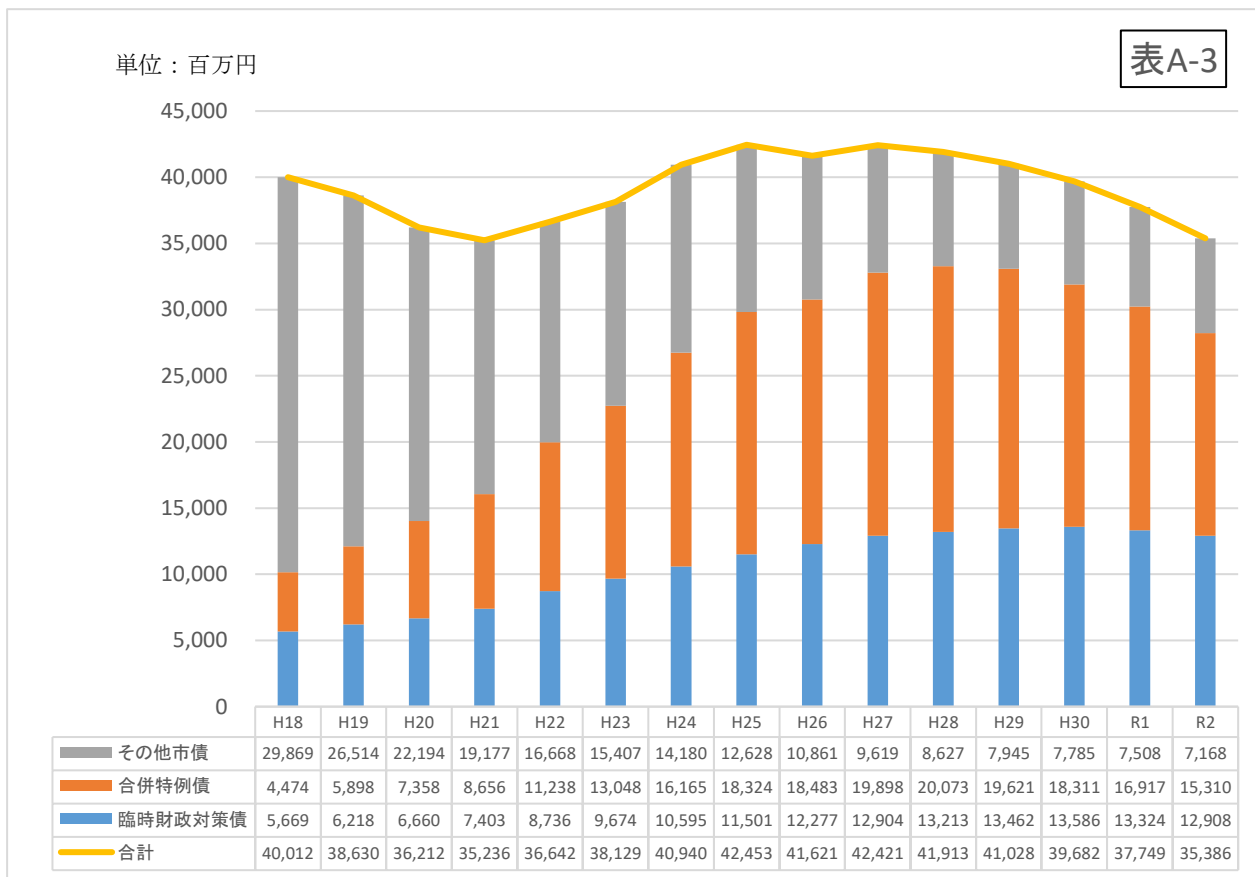
2) 歳出の推移



ポイント

- **歳出総額**：平成 22 年度から合併特例債を活用した大型建設事業が進められたこと及び新潟・福島豪雨災害等の復旧工事が平成 23～25 年度に行われたことから増加。平成 27 年度は南魚沼市民病院建設工事の受託により大きく増加。令和 2 年度は新型コロナ対策により大きく増加。
- **人件費**：合併直後の平成 18 年度から減少を続け、平成 29 年度に過去最少となりそれ以降は令和元年度までおおそ横ばい。令和 2 年度は会計年度任用職員制度の開始により増加。
- **物件費及び扶助費**：増加傾向。平成 18 年度から令和元年度までの 13 年で物件費は約 1.6 倍、扶助費は約 2.0 倍。
- **補助費**：増加の大きな要因としては、南魚沼市民病院の設置による影響や下水道会計が令和元年度に地方公営企業法全部適用となったことにより、下水道事業に対しては、繰出金ではなく補助金となったことがあげられる。

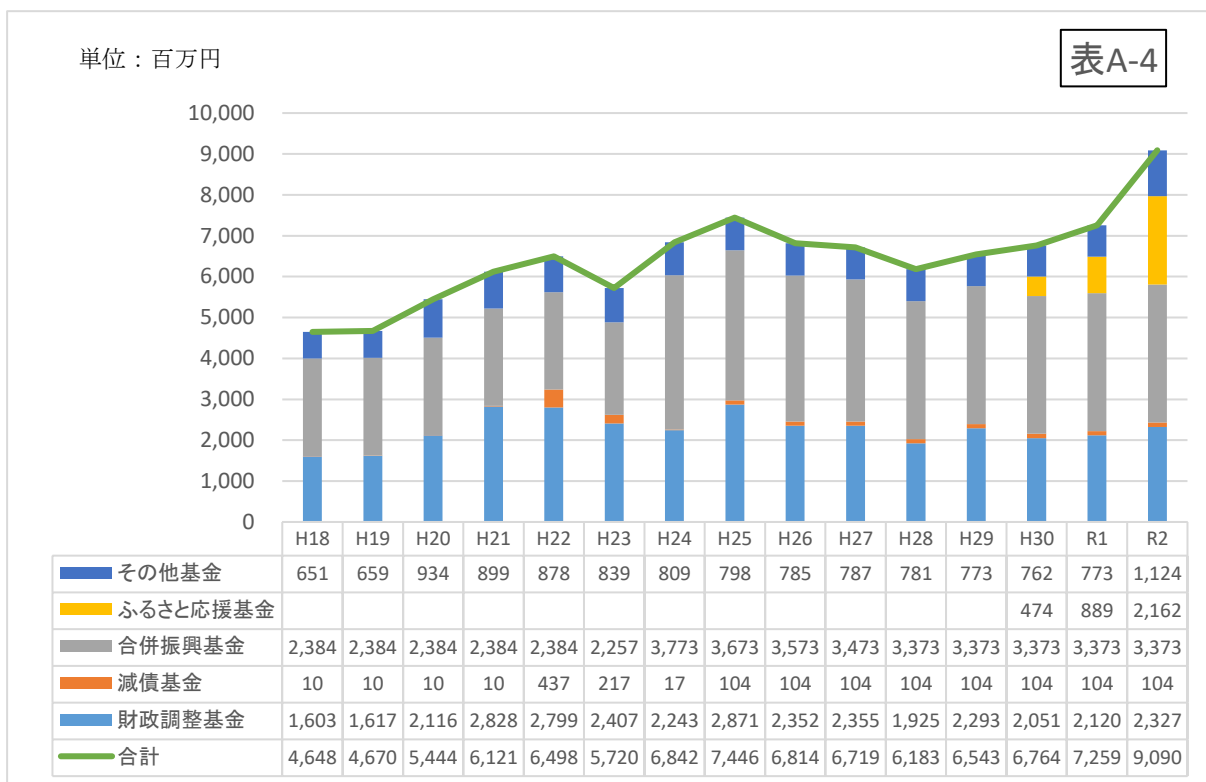
3) 市債残高の推移



ポイント

- **市債残高**：平成 18 年度に 400 億 1,200 万円程であったものが、平成 21 年度には 352 億 3,600 万円程に減少。平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害や大原運動公園、図書館といった大規模事業が続いたことから残高は上昇し、平成 27 年度では 424 億 2,100 万円程になった。その後は普通建設事業費のピークを越えたことから減少を続け、令和 2 年度には 353 億 8,600 万円程度にまで減少。
- **臨時財政対策債**：残高は年々増加していったものの、平成 30 年度頃から発行額と償還額のつり合いがおおよそ取れ始め、横ばい傾向。
- **合併特例債**：大型建設事業に伴い年々大きく増加。平成 28 年度にピークを迎え、そこから減少が続いている。
- **その他市債**：合併から現在に至るまでの市債の多くを合併特例債で発行していたこともあり、平成 18 年度から減少を続け、約 298 億 6,900 万円あった残高は、令和 2 年度には約 75% 減少し約 71 億 6,800 万円となっている。

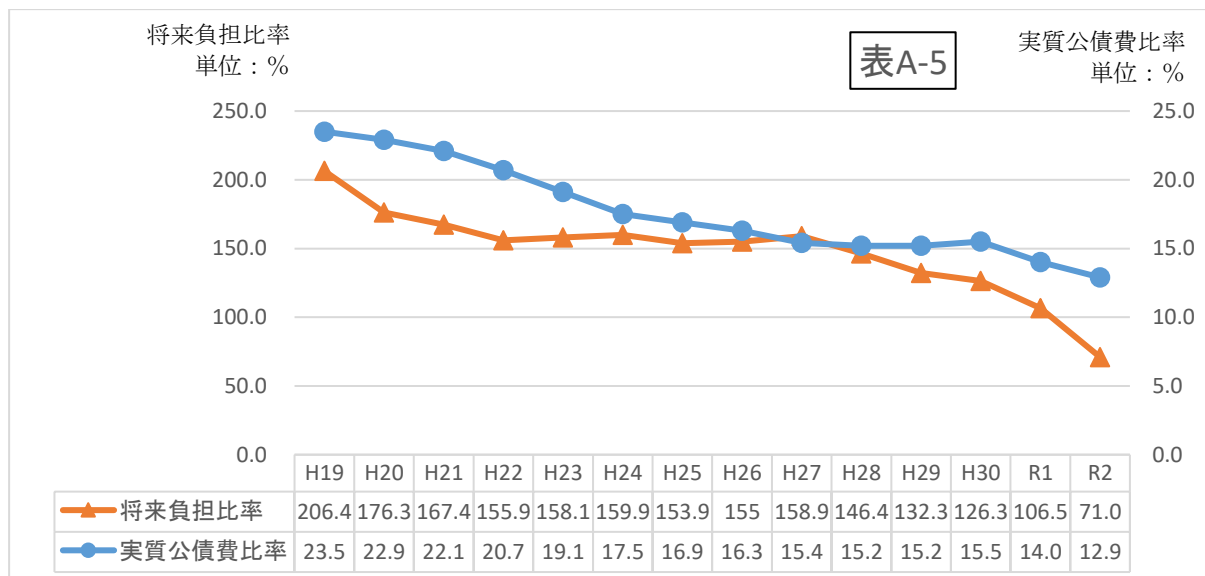
4) 基金残高の推移



ポイント

- **基金残高**：平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害の影響により平成 23 年度に大きく減少。平成 25 年度には約 74 億 4,600 万円に回復。その後平成 28 年度までは減少が続いたものの、返礼品事業を開始したふるさと納税を原資とした積立を始めたため、平成 29 年度から増加が続いている。
- **財政調整基金**：平成 21 年度には 28 億 2,800 万円程あった残高が、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害の復旧工事への対応などから平成 24 年度は 22 億 4,300 万円程の残高となる。その後、国からの交付金の年度間調整のため平成 25 年度に一時的に増加したものの次年度には同水準に戻り、平成 28 年度には土地開発公社解散に伴う土地の購入により残高が減少し、令和 2 年度には 23 億 2,700 万円程度の残高となっている。
- **合併振興基金**：平成 24 年度に 16 億 1,590 万円の積立を行い、平成 28 年度までは毎年 1 億円を取り崩して該当事業へ充当していたが、平成 29 年度からは取崩しを行わず残高を維持。
- **ふるさと応援基金**：ふるさと納税返礼品事業の開始に伴い平成 30 年度に基金を設置し新たな積立てを開始。

5) 健全化判断比率の推移



ポイント

- **実質公債費比率**：平成 27 年度までは順調に低下していたが、南魚沼市民病院建設に伴い、平成 30 年度まで横ばいが続く。令和元年度及び 2 年度は、下水道事業が地方公営企業法全部適用となった影響などにより、公営企業債償還のための繰入金が増加し、大きく低下。
- **将来負担比率**：平成 22 年度までは順調に低下。平成 23 年度以降は大型建設事業による市債残高の増加が続いたものの、増加した市債の多くが合併特例債だったため大きな増とはならず、平成 27 年度までは横ばいで推移。平成 28 年度からは市債残高の減少に加えて公営企業債残高減少の影響などもあり、改善傾向。令和元年度及び令和 2 年度は順調なふるさと納税の伸びに伴う、ふるさと応援寄附金の増により充当可能財源が増加し大幅減。

4. 今後の財政状況の推計（シミュレーション1）

（財源不足への対応を実施しなかった場合）

1) 推計方法

地方財政状況調査における普通会計（一般会計、城内診療所特別会計）を対象に、令和3年度から令和12年度までの財政状況について推計。

令和3年度の数值は当初予算額を基に推計。令和4年度以降の数值は、平成25年度から令和2年度の決算額を基に推計。

2) 推計内容

推計を行った数值は以下の通り。

- ①歳入歳出決算額（地方財政状況調査の性質別）
- ②年度末市債残高（一般会計）
- ③年度末基金残高（一般会計）
- ④健全化判断比率（将来負担比率及び実質公債費比率）

3) 将来人口の設定

令和3年1月に策定された「南魚沼市人口ビジョン2020」から令和2、7、12年の人口及び世代別人口を引用し、推計。（社人研準拠推計値）

（単位：人）

年度	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
令和2年	55,598	6,780	30,301	18,517
令和7年	52,514	6,114	27,632	18,768
令和12年	49,362	5,527	25,506	18,329

4) 条件設定にあたっての特記事項

- ①広域ごみ処理施設建設事業：事業費は推計に含まない。

推計時点で規模や負担率の見直しが必要となり、その事業費等が不明なため有効な推計ができず、控除した額での推計としたほうが、適切であると判断したため。

- ②ふるさと納税による寄附：毎年20億円の歳入を見込んで推計。

- ・令和元年度実績では17億2,886万円、令和2年度実績では33億9,327万円の収入となるが、近隣市町村の寄附額推移の傾向や歳入を強く見すぎることの弊害を勘案し、20億円と見込む。実際の財政運営と同様に、ふるさと納税にかかる歳入と歳出は同額となるように推計。

- ・令和4年度以降

歳入：ふるさと納税寄附金20億円、財政調整基金繰入金（定期便分）2億4,000万円

歳出：ふるさと納税推進事業費10億4,000万円、ふるさと応援基金積立金9億6,000万円、財政調整基金積立金（定期便分）2億4,000万円

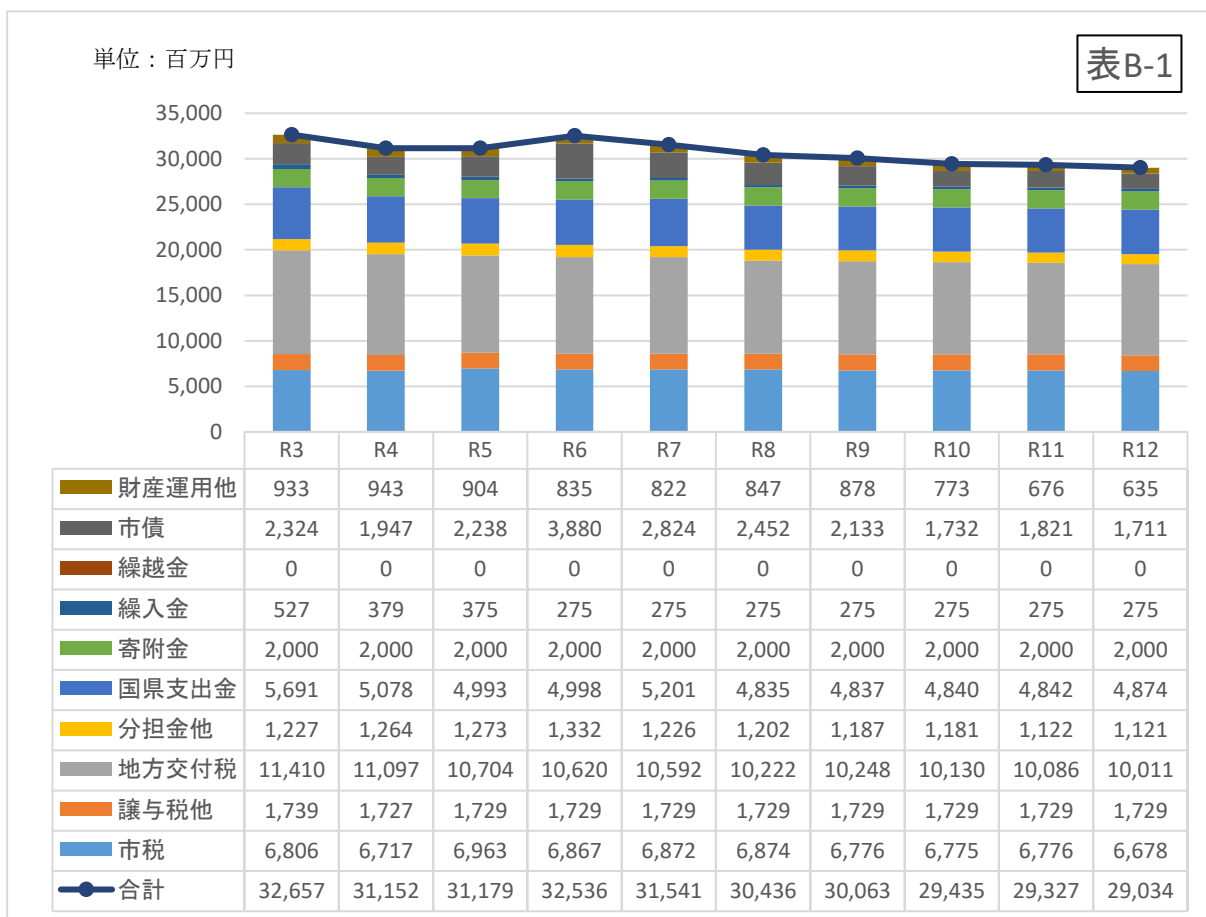
③繰越金：令和3年度以降はゼロとして推計。

令和2年度決算による歳入歳出差額から7億円を差し引き、残った額をすべて財政調整基金に積み立てたと仮定し、令和3年度以降の歳入歳出差額は財政調整基金による調整とし、その基金残高の増減に反映させた。ただし、歳入歳出差額による歳入（繰入金）歳出（積立金）は決算推計額に算入していない。

令和2年度決算による歳入歳出差額から差し引いた7億円は、毎年の実質収支額として同額を引き継いでいく額としている。

④災害復旧費：災害がいつ起こるか想定できないものの、平成23年7月新潟・福島豪雨災害以外の災害復旧費の平均額を9,720万円として毎年計上し、それに伴う歳入も計上しその差額は一般財源で補うこととした。なお、平成23年7月新潟・福島豪雨災害と同規模の災害は財政調整基金で不足する財源を補うこととし、今回の推計には算入していない。

5) 歳入決算額推計



ポイント

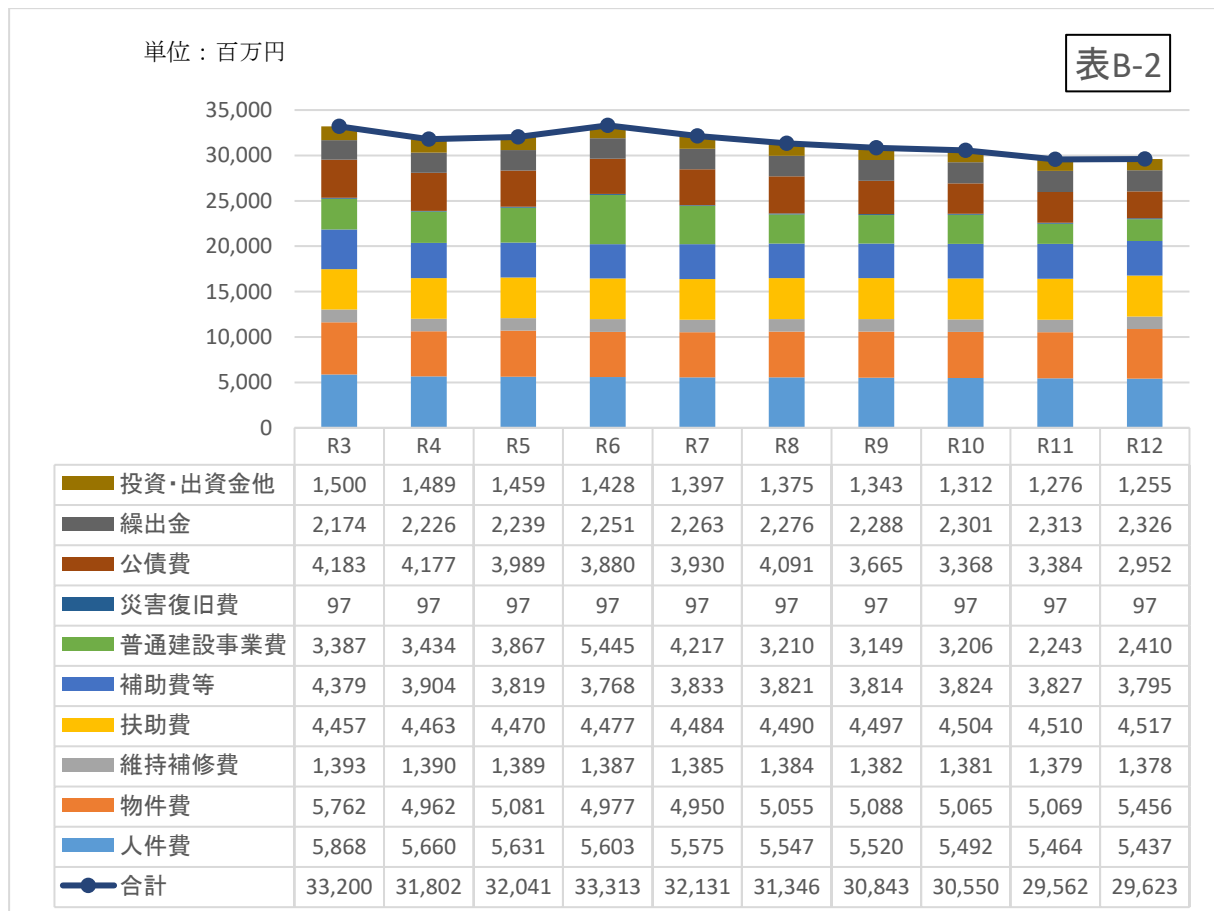
- 推計方法：令和3年度の決算額は、平成25年度から令和元年度における予算額と決算額の比較を行い、その比率や令和2年度の執行状況等により推計。
- 推計条件：令和4年度以降の歳入推計条件は以下のとおり。

歳入推計条件

性質別区分	推計条件
市税	<p>コロナウイルス感染症の影響を、リーマンショックに倣って推計。</p> <p>個人市民税：人口減少による納税者の減少と、共働きの増加や婚姻率の低下による納税者の増加がほぼ釣り合う推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割：令和3年度で10.0%減少し、それ以降同額で推移。 ・所得割：令和3年度で10.0%減少し、令和4年度は同額。令和5年度に令和元年度水準まで回復し、そこから同額で推移。 <p>法人市民税：令和3年度は当初予算策定時の安全率は見込まず推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割：令和4年度に1.0%減少し、以降は同額で推移。 ・所得割：令和4年度に10.0%減少し、以降は同額で推移。 <p>固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地：毎年2.0%の減少を見込む。 ・家屋：評価見直しの年に3.6%の減少、それ以外の年は1.3%増を見込む ・償却：毎年0.5%の減少を見込む
譲与税・交付金	令和3年度決算推計額と同額で推移。
地方交付税	<p>① 普通交付税：令和3年度決算額について基準財政収入額、基準財政需要額を推計し算出。令和7年度までは、公債費並びに事業費補正及び急減補正の影響を算入し推計。令和8年度以降は公債費並びに事業費補正の影響に加え、国勢調査人口の減少による影響を加え推計</p> <p>② 特別交付税：平成27年度から令和2年度決算額の平均で固定</p>
分担金・負担金 使用料・手数料	<p>① 分担金・負担金：令和元年度決算額を基本に、他市町村分担金のうち可燃及び不燃ごみ処理施設整備計画（長寿命化）にかかる分の増減を各年で調整し推計。</p> <p>② 使用料・手数料：令和3年度決算推計額を基本とし、保育園分を出生数の減少に合わせて毎年1,000千円の減少、保育園以外分は住宅及び各施設使用料を毎年500千円減少として見込む</p>
国県支出金	<p>投資的事業以外：扶助費の伸びに合わせ、令和3年度決算推計から毎年扶助費充当分を0.15%増で見込む。</p> <p>投資的事業：公共施設等総合管理計画及び総合計画で予定する事業を積み上げ、その想定事業費を基に国県支出金を算出し、各年を推計。なお、災害復旧費充当分として毎年75,000千円を加算。</p>
寄附金	令和3年度以降、ふるさと納税寄附金として2,000,000千円を見込む。
繰入金	<p>財政調整基金繰入金（定期便分）：令和3年度は400,000千円、令和4年度以降は240,000千円で固定。</p> <p>森林環境譲与税基金、国際交流及び文化スポーツ基金、文化・スポーツ奨励棚村基金：合計34,746千円で固定。</p>

	<p>人材育成及びリゾートファミリ田園都市構想松井基金：令和2年度から5年度の間に、事業費と同額で加算。</p> <p>中越大震災地域復興支援基金：令和2年度から4年度の間に事業費と同額で加算。</p>
繰越金	令和3年度以降ゼロで推移
地方債	<p>通常事業分：国県支出金の投資的事業分と同様に、公共施設等総合管理計画及び総合計画で予定する事業を積み上げ、その想定事業費を基に地方債発行可能額を算出し、各年を推計。</p> <p>災害復旧費充当分：毎年16,000千円を加算。</p> <p>臨時財政対策債：令和3年度以降を1,000,000千円で推計し加算。推計には借換債を含む。</p>
財産収入・諸収入	<p>財産収入：地価の下落、公共施設削減、老朽化等に伴う減少を見込み、令和3年度決算推計から毎年500千円減少。</p> <p>諸収入：令和3年度決算推計から給食費実費徴収金が毎年約10%減少。その他経常的なものは据置きとするが、普通建設事業費にかかる他市町からの受託事業収入を各年に計上。</p>

6) 歳出決算額推計



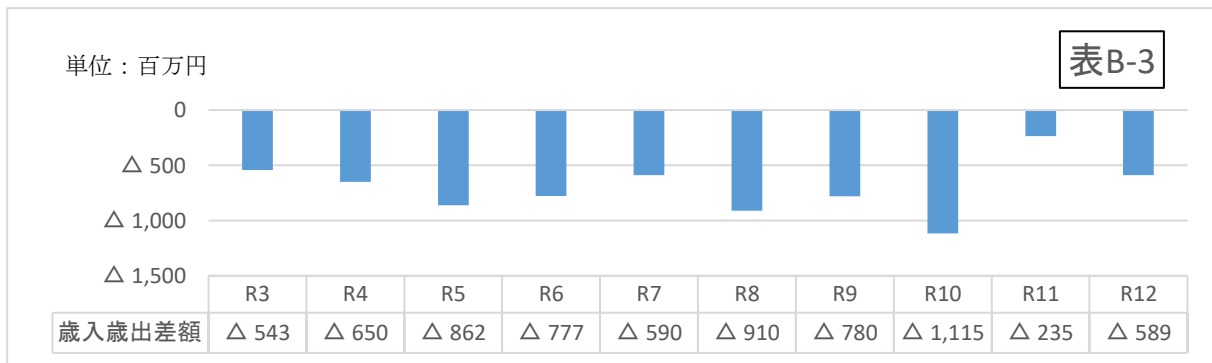
ポイント

- 推計方法：令和3年度の決算額は、平成25年度から令和2年度における予算額と決算額の比較を行い、その比率等により推計。
- 推計条件：令和4年度以降の歳出推計条件は以下のとおり。

歳出推計条件

性質別区分	推計条件
人件費	再任用職員の比率増加、デジタル化促進による時間外勤務手当の削減を見込み、令和3年度決算推計から毎年0.5%減少を見込む。
物件費	経常的経費 ：令和3年度決算推計を基本とし、毎年0.2%の増加を見込む。 臨時的経費 ：公共施設等総合管理計画及び総合計画の実施計画で予定する事業を積み上げ、それ以外の経費として300,000千円を追加。また、ふるさと納税推進事業費分で1,040,000千円を加算。
維持補修費	除排雪経費 ：平成25年度から令和2年度までの決算額のうち、最大値（平成26年度）と最小値（令和元年度）を除いた平均額を採用。 除排雪経費以外 ：減少傾向にあり、令和3年度決算推計から毎年0.5%の減少を見込む。
扶助費	令和3年度決算推計から毎年0.15%増加で推移。
補助費等	企業会計補助金 ：各会計の収支計画等から推計。 企業会計補助金以外 ：令和3年度決算推計から同額で推移。
普通建設事業費	公共施設等総合管理計画及び総合計画の実施計画で予定する事業の積み上げ。学校の長寿命化等については事業費が不確定なものが多いため、令和4年度以降を毎年300,000千円と見込む。その他の普通建設事業費を約300,000千円と見込み加算。
災害復旧費	平成23年7月新潟・福島豪雨災害以外の災害復旧費の平均額を97,200千円として毎年計上。
公債費	最新の償還計画に、歳入推計の地方債から元利償還金を予想し積み上げて推計。
積立金	各基金の運用益積立分は令和3年度決算推計と同額を毎年見込む。 財政調整基金積立金はふるさと納税にかかる定期便分を毎年240,000千円計上。ふるさと応援基金は毎年960,000千円を計上。
投資及び出資金	令和3年度決算推計を基本とし、預託金等を段階的に減額。
繰出金	国民健康保険特別会計 ：令和5年度まで総合計画の実施計画額とし、その後は令和2年度から令和5年度までの増加率を参考に推計。 後期高齢者医療特別会計 ：令和5年度まで総合計画の実施計画額とするが、その後は同額で推計。 介護保険特別会計 ：令和3年度決算推計額から毎年20,000千円の増を見込む。 その他について、令和4年度以降は令和3年度決算推計と同額で推移。

7) 歳入歳出決算推計による歳入歳出差額



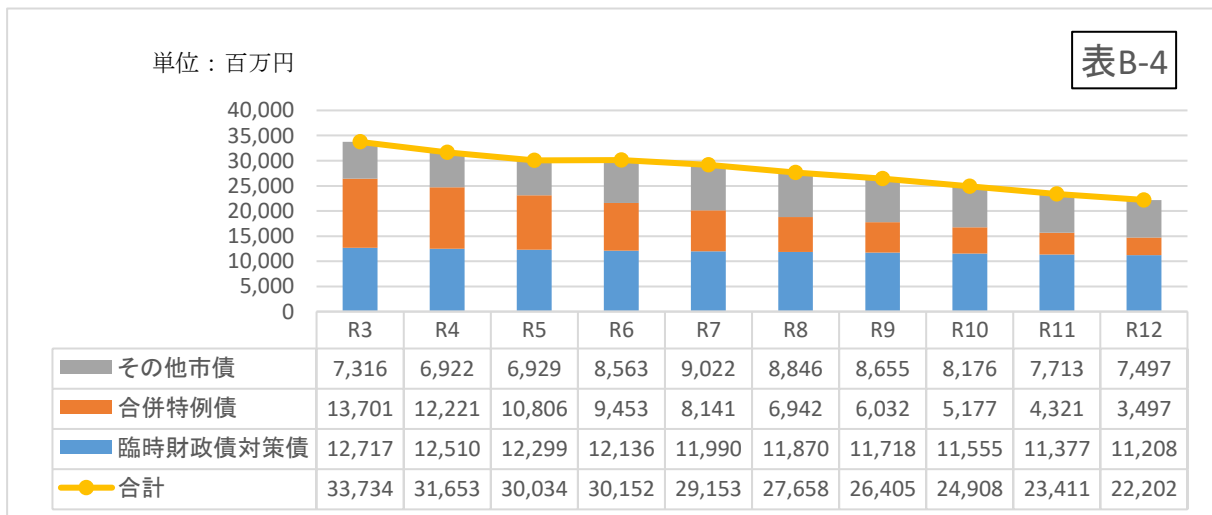
ポイント

■ **推計差額の結果**：前述の条件により推計を進めた結果、令和3年度以降の繰越金を除いた歳入歳出差額は令和12年度まで毎年マイナスとなる。

■ **主な要因**：

- ・人口減少に伴う地方交付税の減少や市税の減少が予想される一方で、経常的にかかる経費の減少が小さく、むしろ物件費や扶助費では今後も増加が見込まれること。
- ・公共施設等総合管理計画で予定される長寿命化等の事業では、国県支出金や市債といった財源があまり期待できず、一般財源によってその経費を賄わなければならないケースが多くなること。

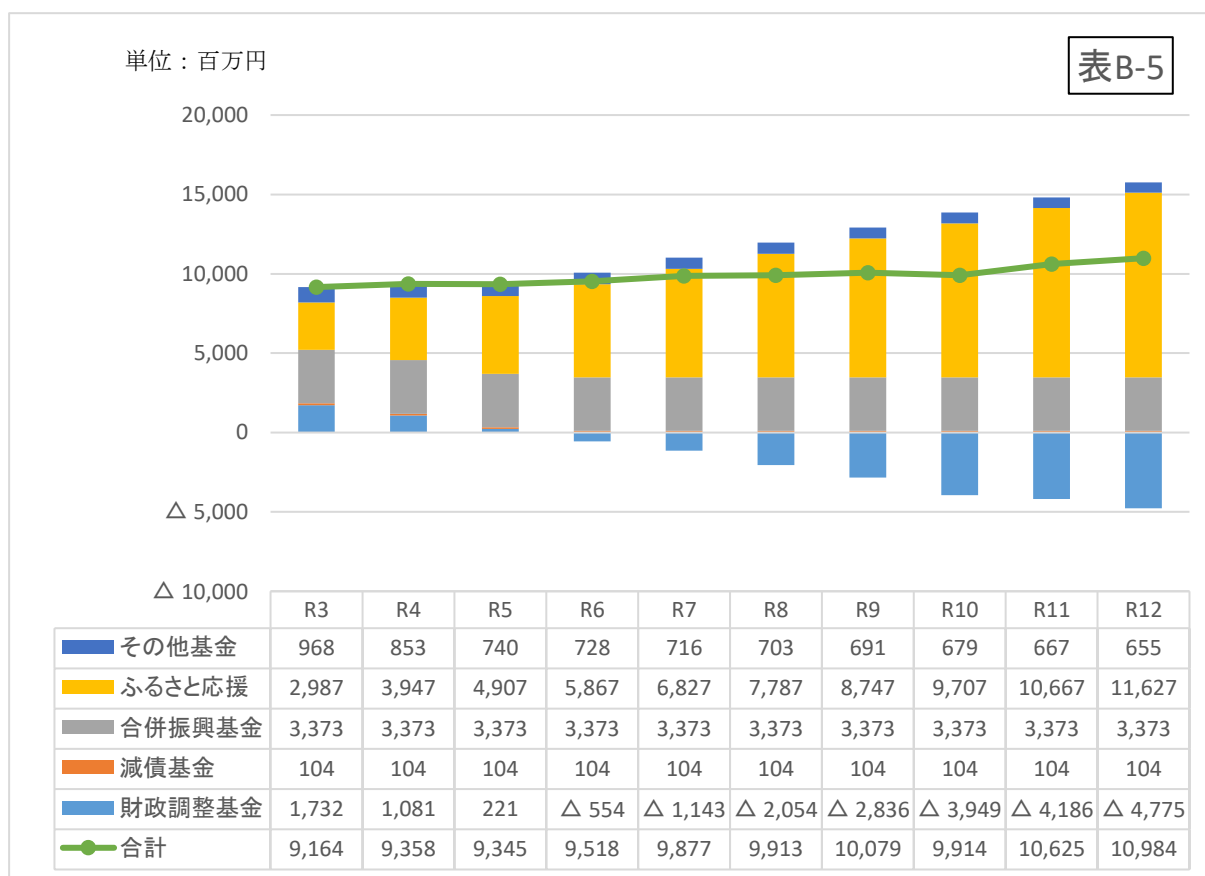
8) 市債残高推計



ポイント

- **令和2年度までに発行した市債の償還計画**に、歳入決算推計の市債について各事業の発行額とその償還計画を積み上げたものを足し合わせて推計。
- **合併特例債**：令和2年度で発行期限を迎え、年々償還が進み残高は減少。
- **臨時財政対策債**：各年度での発行額と償還額がほぼつり合い、若干の減少を続ける。
- **その他市債**：令和6～7年度に統合給食センター建設を予定しているための発行が増加するが、その後は新規の建設事業の予定が少ないため減少が続くと推計。

9) 基金残高推計



ポイント

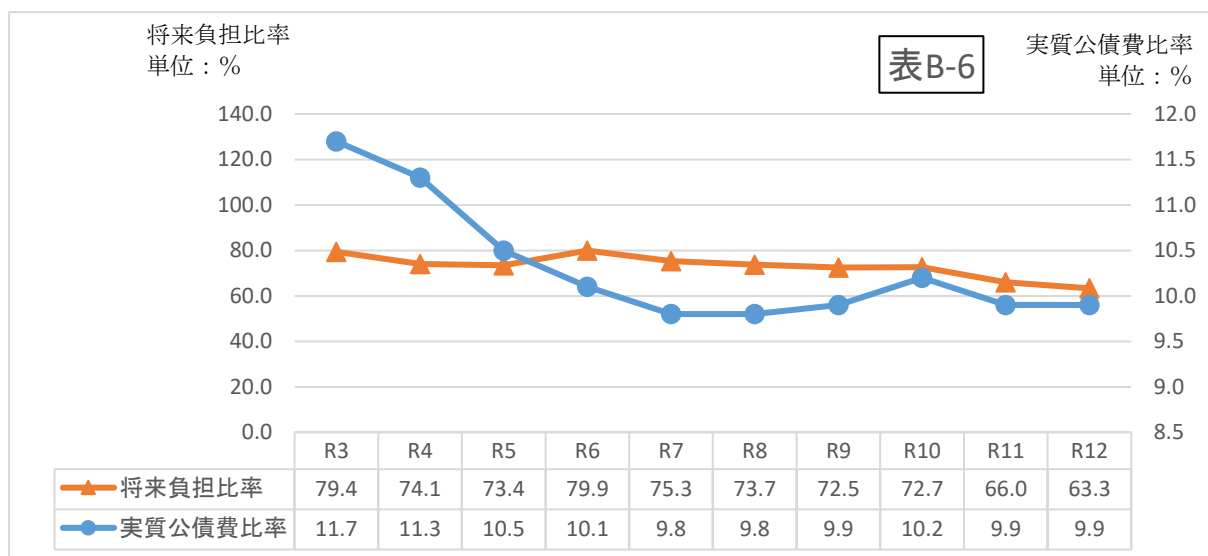
※実際には基金残高がマイナスになることはないが、資金が不足することを便宜的に表示。
 ※歳入決算推計の繰入金による減額と歳出決算推計の積立金による増額に加え、歳入歳出差額を財政調整基金の増減額として扱い推計。

■ **財政調整基金**：令和3年度以降の歳入歳出差額を財政調整基金で調整することとしたため、令和6年度には基金が枯渇し、それ以降は資金が不足する推計となった。なお、ふるさと納税にかかる定期便分は、積み立てた次年度に同額を取り崩すため、結果的には基金残高に影響を与えていない。

■ **ふるさと応援基金**：毎年の寄附額からふるさと納税推進事業費にかかる経費を差し引いた9億6,000万円を毎年積み立てるとして推計。取崩しは推計に加えていないため年々増加する推計となっている。

■ **その他基金**：運用益の積立てと事業充当のための取崩しにより、減少を続けると推計。

10) 健全化判断比率推計



ポイント

※歳入歳出決算額推計及び市債残高推計の際に計算した数値を基に推計。

- **実質公債費比率**：分子の大半を占める公営企業会計も含めた毎年度の元利償還金が減少することに伴い低下していくものの、標準財政規模が縮小することで分母も減少するため10.0%前後を推移する推計結果となった。
- **将来負担比率**：公営企業会計も含めた市債残高が減少することに加えてふるさと応援基金の残高増加による充当可能基金の増加に伴い、改善が続く推計結果となった。

5. 今後の財政状況の推計（シミュレーション2）

（持続可能な財政運営に向けた対応を実施）

①. 財政健全化に向けての目標設定

シミュレーション1のとおりに進めば、財政調整基金の枯渇により、早々に財政運営が立ちいかなくなることは明白である。そこで、持続可能で健全な財政運営を行うために、以下のとおり目標を設定し、目標を達成するための条件を組み込んだ推計（財政健全化推計）を行うこととする。

目標1 財政調整基金残高

財政調整基金については、地方財政法第4条の4及び南魚沼市財政調整基金条例第6条において、その積立金の処分について以下のように定められている。

南魚沼市財政調整基金条例

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

～課題～

- ・現在までの財政運営において、平成23年7月新潟・福島豪雨災害の経験を基に、財政調整基金残高は最低でも10億円を維持することを目標としてきた。また近年頻発する豪雨災害だけでなく、数年に一度発生する豪雪災害への対応も考えなくてはならない。
- ・現在ではそれに加え、第3号に該当するものとして広域ごみ処理施設建設事業にかかる経費があるが、構成市町が変更となったために「シミュレーション1」では除外している。
- ・しかし、令和2年12月当時の計画で必要な一般財源を計算した結果、充てられる地方債を最大限発行したうえでなお16億円程度の一般財源が必要と試算されていた分の反映を考える必要がある。

※広域ごみ処理施設建設事業の財源内訳（R2.12当時の想定額）

（単位：百万円）

総事業費	財源内訳			
	国庫補助金	他団体負担金	市債	一般財源
16,973	3,000	6,659	5,692	1,622

- ・また、令和元年度から続く新型コロナウイルス感染症による全国的な景気低迷や、近年の異常少雪による市内景気の低迷など、第1号に該当するものについても考慮する必要がある。

以上により、南魚沼市財政調整基金条例第6条に掲げる財源資金に充てるため、財政調整基金残高の維持水準の目標を以下のように設定する。

目標

財政調整基金残高=4億円(第1号分)+10億円(第2号分)+16億円(第3号分)
=30億円

※なお、広域ごみ処理施設建設事業が順調に進んだケースでは令和11年度に建設が完了する見込みであることから、令和11年度末残高が30億円以上となることを目標とする。

目標2 健全化判断比率

現在、総合計画の指標として令和元年度の健全化判断比率の数値(実質公債費比率14.0、将来負担比率106.5)を維持するとしており、これは最低限の目標とすべきものである。「表B-6」の健全化判断比率推計では、実質公債費比率、将来負担比率ともにその水準を達成できている。

～課題～

■実質公債費比率：

- ・当該年度の公債費の負担の状況を示すフロー指標であるが、その数値には当該年度以前の借入が大きく影響。
- ・計画期間における実質公債費比率に与える影響は、計画期間よりもむしろそれ以前の市債発行額のほうが大きく、計画期間での市債発行額を増やしたとしても計画期間内の実質公債費比率の増加は大きくはない。ただし、計画期間以後の数値に大きく影響を与えることに注意しなければならない。

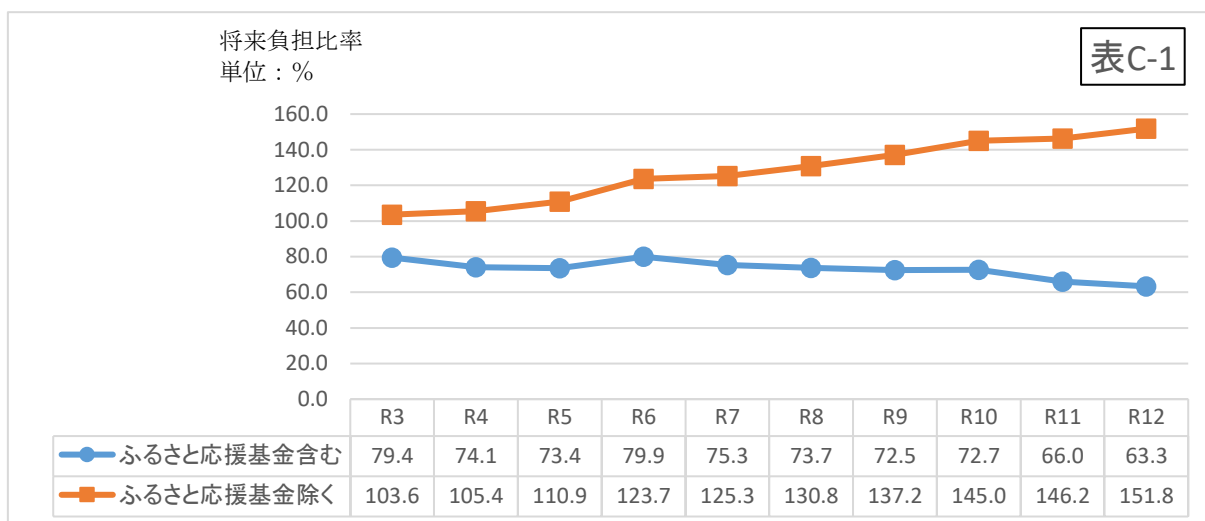
■将来負担比率：

- ・公営企業会計も含めた市債残高が減少することに加えて充当可能基金が増加することによって改善する推計となっている。
- ・基金残高に着目すると、「表B-5」の基金残高推計では、財政調整基金残高がマイナスとなっている一方でふるさと応援基金残高がそれを上回って大きく増加していることが、大きな要因となっている。

※ふるさと応援基金の取扱い

- ・ふるさと応援基金残高は充当可能基金に分類されるものの、ふるさと納税の額に影響されるため、制度の廃止や寄附額低下などにより大きく減少することが容易に想像でき、加えてその用途を市債の償還に充てることについて寄附者の理解を得ることは難しく、相応しくないものである。
- ・用途については「財源の不足により進めたくても進められなかった事業の財源とする」や「経常的な事業の財源とするのは適切でない」といった考えの基に寄附を受けたコースに合致した事業の財源としているところである。

【充当可能基金からふるさと応援基金を控除した推計】



ポイント

- ・ふるさと応援基金を除くと令和5年度には令和元年度の水準である106.5%を超える。
- ・ふるさと応援基金の性質を考えると、充当可能基金から除いた推計で令和元年度水準を下回ることが好ましいといえる。
- ・広域ごみ処理施設建設事業の財源として発行する市債による増加にも注意が必要。
- ・令和11年度に建設が終了した場合の将来負担比率に与える影響は、以前の建設計画を参考に大まかな計算すると、35ポイント程度の上昇が見込まれる。
- ・この増加は非常に大きく、ふるさと応援基金を除いた数値にこれを加えた場合に令和元年度の水準を維持することは容易ではない。この大きな上昇は一時的なものと言えるが、その影響がすべてなくなるには20年かかることが予想される。
- ・今までの計画期間である10年間で元の水準まで戻せるように考えると、影響の半分程度である17.5ポイントの上昇を見込んだうえで令和元年度水準を下回ることが必要となってくる。

以上により、健全化判断比率の目標を以下のように設定する。

目標

- ①各年度において、令和元年度の水準（実質公債費比率14.0%、将来負担比率106.5%）を下回ること
 - ②令和11年度の将来負担比率において、令和元年度の水準106.5%を17.5ポイント以上下回ること
- ※ただし①、②共に、充当可能基金からふるさと応援基金を控除して計算する

②. 財政健全化推計の条件設定

①で設定した目標を達成するためには、歳入歳出差額を均衡させるだけでなく、財政調整基金への積立てができるだけの余裕が必要。それには経常的経費、臨時的経費両方の削減と、歳入の確保として、ふるさと応援基金繰入金の活用が欠かせない。

1) 経常的経費の削減

～分析～

- ・経常的な財源である地方税や普通交付税が減少していく中では、経常的な経費の見直しは避けられない。しかし、人件費及び除排雪経費を除いた維持補修費は減少傾向にあるものの、補助費等は横ばい、物件費及び扶助費は若干の増加基調にある。
- ・経常的な歳入の減少と経常的な歳出の減少がある程度釣り合うように経費の削減を行わなければならないが、扶助費や繰出金はコントロールすることが難しく、維持補修費は臨時的経費の削減で施設の長寿命化・統廃合の先送りが必要となるためむしろ増加に転じることが予想される。

※以上により、人件費、物件費及び補助費等での削減が現実的となることから、健全化推計の条件を以下の表のとおり設定する。

性質別区分	条件設定
人件費	見直し前推計条件…令和3年度決算推計から毎年0.5%減少を見込む。 健全化推計の条件…毎年の減少割合を0.7%と見込む。
物件費	見直し前推計条件…経常的経費は毎年0.2%の増加を見込む。 健全化推計の条件…経常的経費を毎年0.3%削減で見込む。
補助費等	見直し前推計条件…企業会計補助金以外は同額で推移。 健全化推計の条件…経常的経費を毎年0.3%削減で見込む。

2) 臨時的経費の削減

～分析～

- ・今回の推計で歳入歳出差額が大きくマイナスとなる主な要因は、公共施設等総合管理計画で予定する長寿命化等の事業に係る経費について、国県支出金や市債といった財源が大きく不足し、一般財源によってその不足を賄わなければならない点にある。
- ・普通建設事業及び除却事業（物件費）のうち特定財源がないものについては、その多くを令和11年度以降に先送りする必要がある。
- ・また、学校施設の長寿命化等については特定財源があるものの、負担が非常に大きいため、やはりある程度の先送りが必要となってくる。

※その具体的な金額を以下の表に示す。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
先送額（単位：百万円）	439	652	707	519	887	1,078	1,217	197	60

ただし、長寿命化事業の先送りにより、維持補修費の増加は避けられなくなることから、その影響を以下の表のとおり設定する。

性質別区分	条件設定
維持補修費	見直し前推計条件…除排雪経費以外は毎年 0.5%の減少を見込む。 健全化推計の条件…除排雪経費以外は毎年 0.5%の増加を見込む。

3) 歳入の確保（ふるさと応援基金繰入金の活用）

～分析～

- ・ 合併から令和2年度までは合併特例債、平成28年度は公共施設最適化事業債、平成29年度から令和3年度までは公共施設等適正管理推進事業債といった対象範囲が広く交付税措置率の高い地方債を活用することで多くの事業を進めてくることができてきた。
- ・ しかし推計を行っている現在において令和4年度以降は令和3年度以前ほどの地方債を活用することが難しい状況であり、その結果臨時的経費の削減において普通建設事業を中心とした先送りを行わざるを得ない状況となっている。
- ・ 臨時的経費の削減において普通建設事業を中心に先送りする条件を示したが、先送りばかりでは課題だけが残し、総合計画及び公共施設等総合管理計画の目的を達成することが困難となる。
- ・ そこで、総合計画及び公共施設等総合管理計画で予定されている事業の一部について、一定のルールを設定したうえでふるさと応援基金繰入金を活用することで事業を進めていくことが欠かせない状況である。

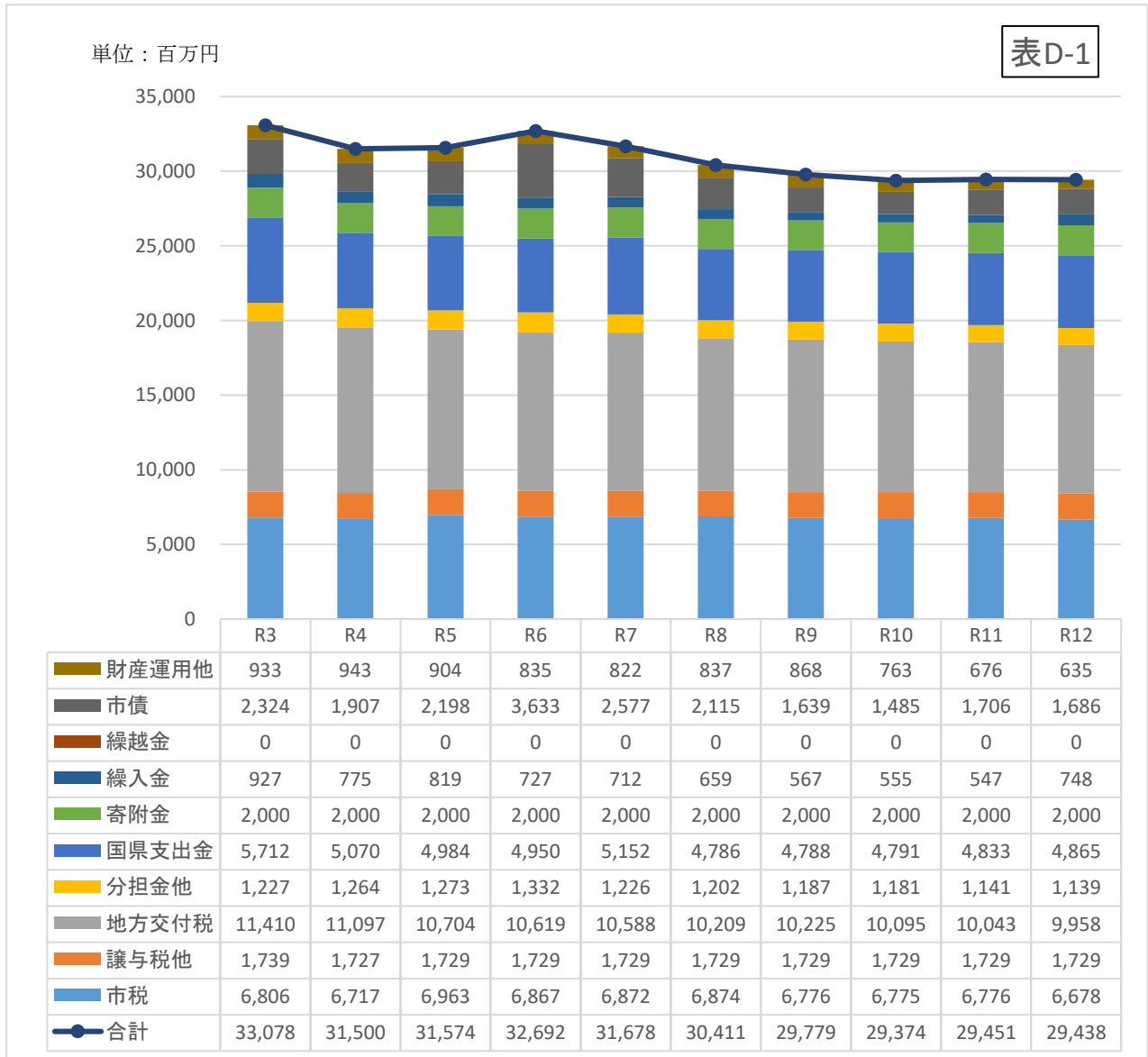
※以上により、計画期間に行うふるさと応援基金からの繰入金は、各年度で推計した普通建設事業のうち一般財源で賄わなければならない額のおおよそ35%程度としその額を以下の表のとおり設定する。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
繰入額（単位：百万円）	396	444	452	437	384	292	280	272	473

③. 財政健全化推計

前項で示した条件設定を反映して推計しなおした財政健全化推計を以下に示す。

1) 歳入決算額推計



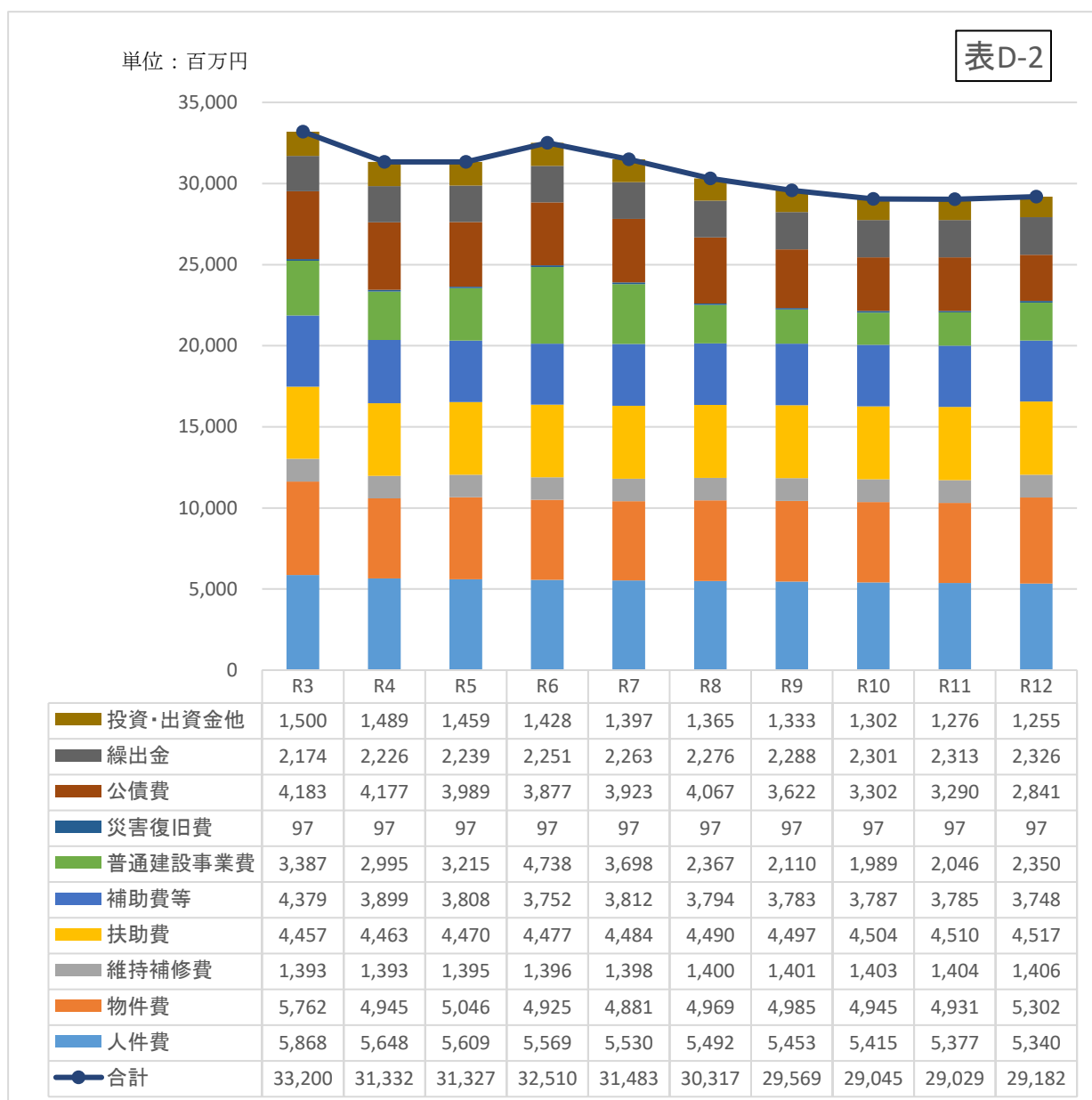
ポイント

■推計結果：ふるさと応援基金からの繰入金を増額しているが、シミュレーション1（表B-1）と比較して総額自体はそれほど増加していない。

■要因：

- ・普通建設事業の先送りによりそれに伴う歳入として国県支出金や市債が減少。
- ・市債発行額が減少することにより基準財政需要額の公債費が減少、そのため、普通交付税額も減少。

2) 歳出決算額推計

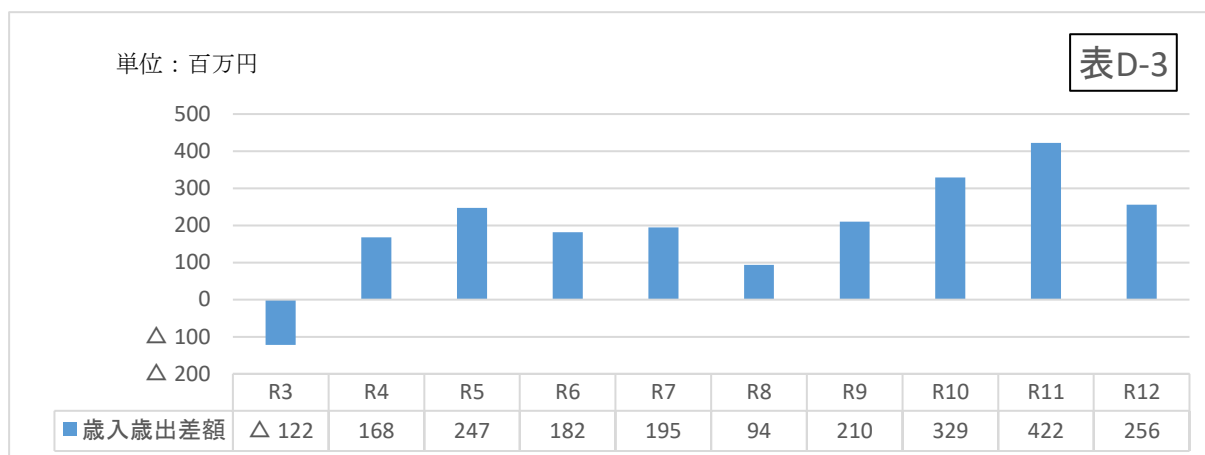


ポイント

■推計結果：

- ・ 経常的な経費の抑制に加え、普通建設事業及び除却事業の先送りにより総額はかなり抑えられている。
- ・ 市債の発行額が減った影響で公債費の額も減っており、その減少幅は年を追って大きくなっている。

3) 歳入歳出決算推計による歳入歳出差額

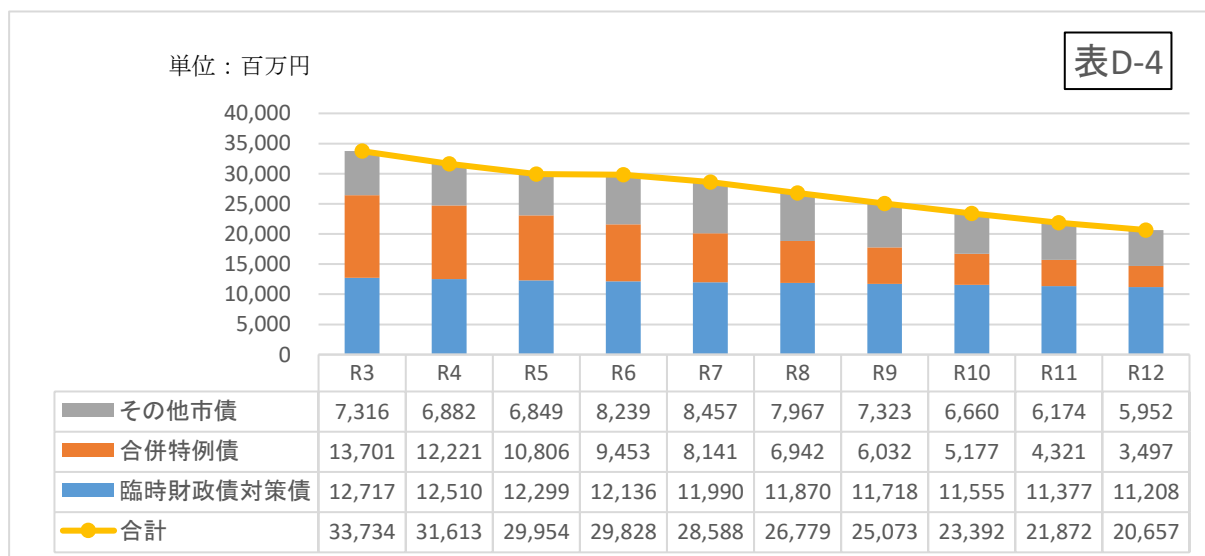


ポイント

■ 推計結果：

- ・歳入歳出差額は大きく改善。シミュレーション1（表B-3）ではすべての年度においてマイナスとなっていたが、令和3年度を除く年度でプラスとなった。

4) 市債残高推計

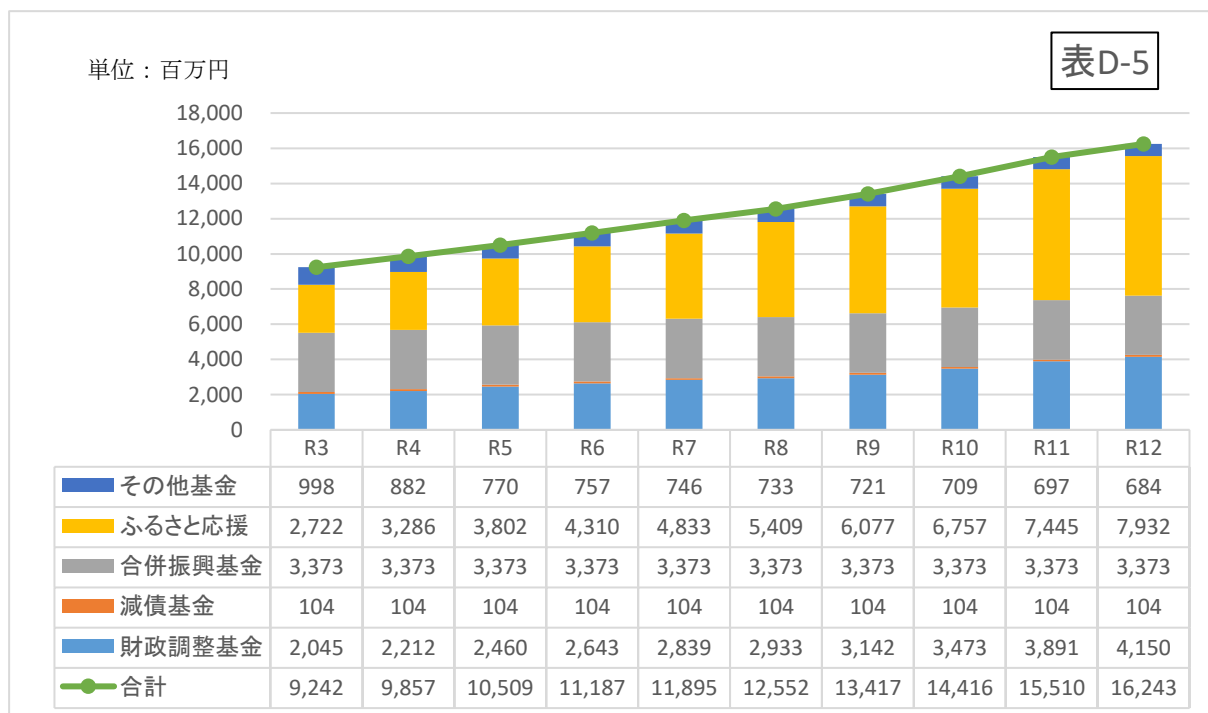


ポイント

■ 推計結果：

- ・シミュレーション1（表B-4）での市債残高と比較すると、計画終期で10億8,100万円の減少が見られる。
- ・大型の建設事業である統合給食センター建設事業が予定される令和6、7年度ではゆるやかだが、令和8年度以降の減少が顕著。しかし、早ければ広域ごみ処理施設建設が始まる時期でもあることから、横ばい又は増加に転じることも想定される。

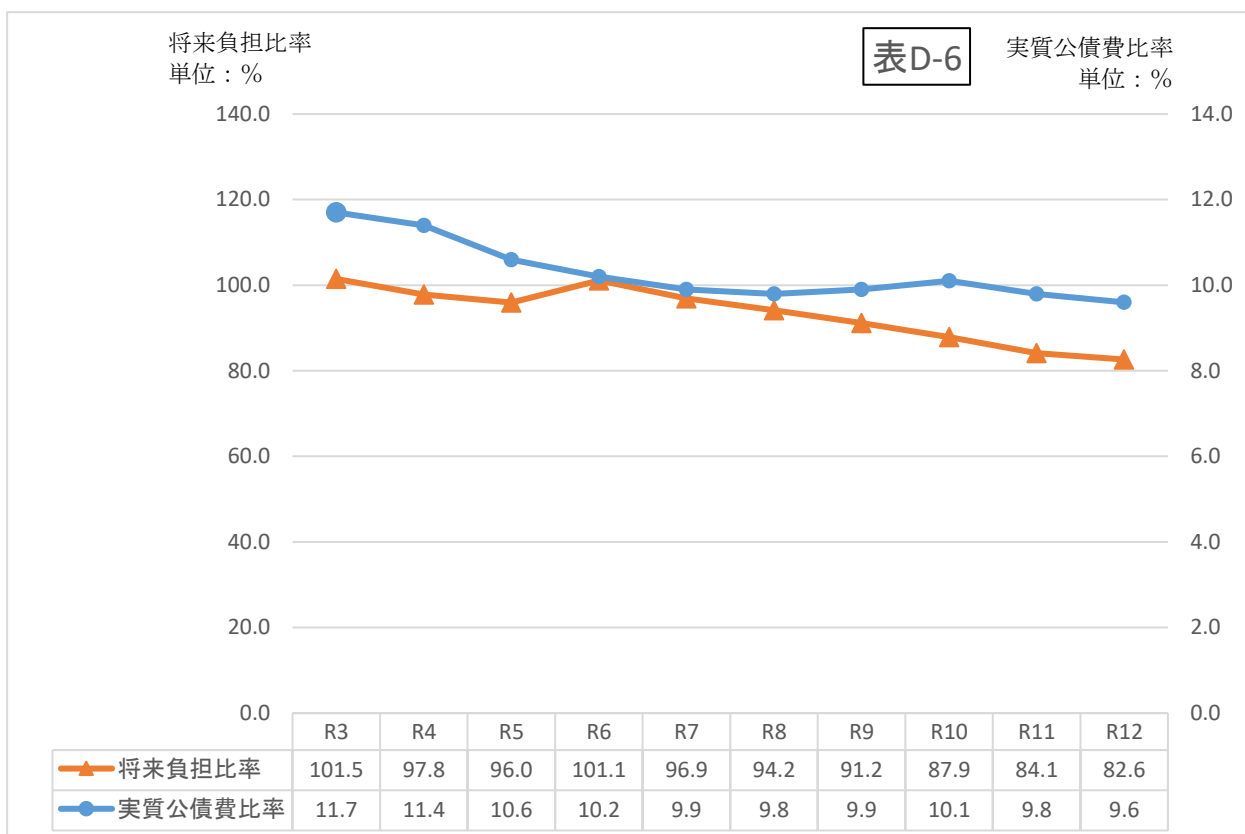
5) 基金残高推計



ポイント

- 推計結果：令和11年度末の財政調整基金残高を30億円以上と掲げた目標を、8億円上回る形でクリア。

6) 健全化判断比率推計



ポイント

■推計結果：

- 令和 11 年度の将来負担比率において、令和元年度の水準 106.5% を 17.5 ポイント以上下回ること（89.0% 以下）という目標は達成。
- 一般財源の不足を市債発行で補う必要があることを考えると、ストック指標である将来負担比率をここからさらに減少させるためには、借入の際に設定する元金償還のペースを速めることが必要。
- 実質公債費比率、将来負担比率共にほぼ横ばいで推移しているが、元金償還のペースを速めると将来負担比率は減少に向かうものの、実質公債費比率は上昇。
- この条件の推計で実質公債費比率の上昇を抑えつつ将来負担比率を減少させていくためには、交付税措置率の高い地方債を利用することが重要。
- 今後新たに、交付税措置率の高い有利な地方債が創設された場合には、今後計画する事業について実施時期を含めて再検討が必要。

6. 歳入歳出当初予算額の目安

(シミュレーション2達成に向けた指標)

1) 考慮すべき点

- ・シミュレーション2では、市財政を破綻させず持続的で健全な市財政を目指すために、決算額等を推計し具体的な数値を示したが、その決算額の推計をもって当初予算額の目安として編成した場合には、財政運営に支障をきたすこととなる。
- ・年度の途中には当初想像し得ない様々な理由から予算に変更を加える必要が生じ、それにより予算の補正を行い、執行することで決算へと繋がっていくものである。
- ・多くの場合、予算総額は補正により、年度末に近づくとつれて増加していく傾向にある。

～対応策～

- ・シミュレーション2（決算額の推計）を導く前提となる当初予算額の目安を、過去の各年度における当初予算－決算比較に基づいた予測によって、財政健全化推計（表 D-1、D-2）から逆算する形で歳入歳出当初予算額の推計を行う。

2) 投資的経費の考え方

①実施計画と公共施設等総合管理計画との関連

実施計画では市民ニーズに対応し現実に即した計画とするため、3年間のローリングを採用し、各事業の適切な進行管理を行っている。また、公共施設等総合管理計画で予定される事業は、実施計画のローリングの中で精査され、実施計画事業として予算化、実施へと進んでいくことになる。前述のとおり、公共施設等総合管理計画で予定される長寿命化・統廃合等の事業には財源が伴わないものが多く、今まで以上に選択と集中が迫られてくる。

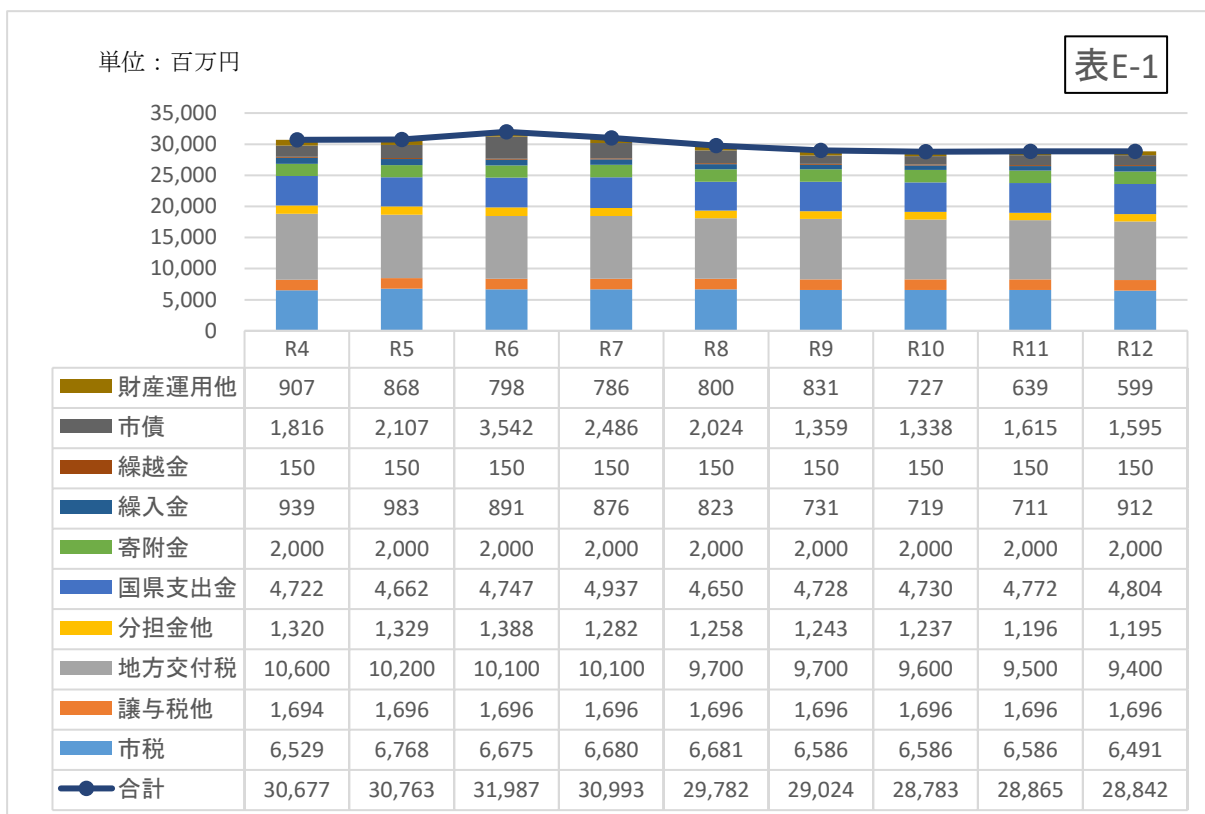
今回の推計では普通建設事業（公共施設等総合管理計画含む）で使用できる一般財源額を、平均11億円程度（ふるさと応援基金繰入金充当前額）で見積もっている。年度間の調整はあるものの、その範囲での事業実施としながら最大の効果を発揮できるよう努めていくものとする。

3) ふるさと応援基金の活用

ふるさと納税制度による寄附金を原資としたふるさと応援基金については、明確な活用の指針を示していない。一方、今回の財政計画では、財源不足による実施計画及び公共施設等総合管理計画からの事業実施の遅れを少しでも食い止めるため、一定の繰入れを行う推計としている。ふるさと応援基金については、建設事業の財源や一時的なソフト事業の財源として活用していくために、新たな指針・計画づくりが求められている。

今後策定されるふるさと応援基金についての指針・計画に実施計画及び財政計画が適切に反映され、高い効果を発揮できるよう進めていく必要がある。

4) 歳入当初予算額推計



※歳入予算は、過大に見積もることによって財源に不足が発生しないよう安全率を見て固く見積もる必要がある。これは予定した歳入の不足により事業実施が不可能になるような事態を防ぐためである。ただし、国県支出金の一部や市債のように、歳出予算に紐づく歳入は、歳出予算に比例するため予算額のほうが多い場合がある。

ポイント

■繰入金：

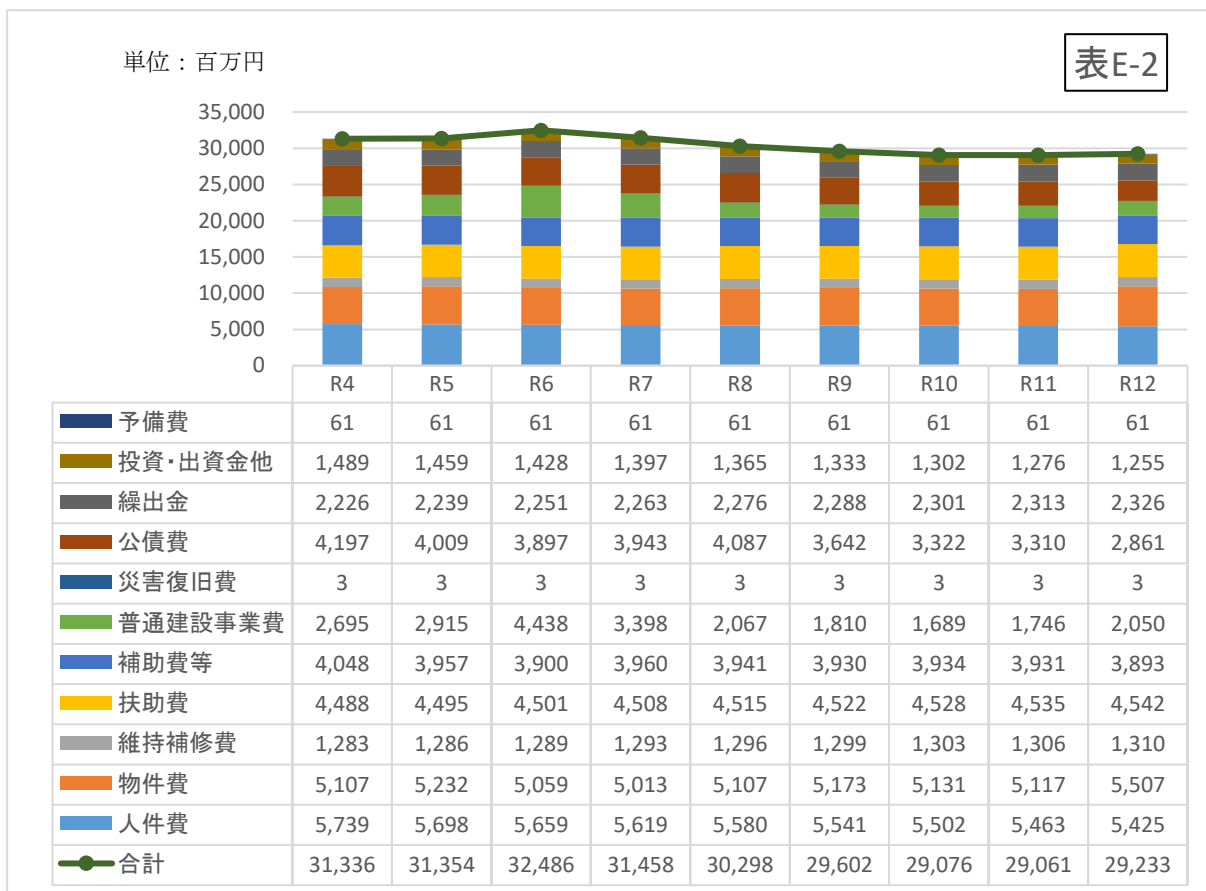
- ・合併振興基金繰入金は2億円として過去の当初予算と同じ額で見積もり。
- ・ふるさと応援基金繰入金は補正分を3,600万円として、その分減額した額で見積もり。
- ・その他の基金は決算推計額を基本として、見積もり。
- ・ふるさと納税にかかる定期便分を除いた財政調整基金繰入金は、歳入歳出差額をその額として設定することとし、その額は後段③で示したとおり。

■繰越金：過去の当初予算と同じく1億5,000万円で見積もり。

■例年の予算調整と明確に違う点

- ①ふるさと納税の寄附想定額(20億円)を計上したうえで、そこから経費(8億円)と次年度に支払う経費として財政調整基金積立金(2億4,000万円)を差し引いた額をふるさと応援基金積立金(9億6,000万円)に計上していること。
- ②ふるさと納税にかかる定期便分を、歳入で財政調整基金繰入金(2億4,000万円)に、歳出で物件費(2億4,000万円)に計上していること。
- ③歳入歳出総額を同額とせず、歳入歳出差額を示していること(財政調整基金繰入金の額として明示するため)。

5) 歳出当初予算額推計



※ 歳出予算は全体的に安全率を見て多めに見積もっている。これは、歳出予算の不足により事業実施が不可能になるような事態を防ぐためである。特に人件費や物件費、補助費はその傾向が強くなっている。一方、突発的な事態に対応する維持補修費、国の補正予算に対応して建設的な事業を実施するといった普通建設事業費では、当初予算が決算額よりも少ない傾向にある。

災害復旧費は過去の予算調製と同じく 300 万円で見積もった。

6) 財政調整基金繰入金による調整（歳入歳出差額）

当初の歳入歳出予算推計額から、歳入歳出差額は以下ようになった。

表 E-3

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
財政調整基金繰入金 (歳入歳出差額)	△ 659	△ 591	△ 499	△ 465	△ 516	△ 578	△ 293	△ 196	△ 391

この額を歳入予算の繰入金（財政調整基金繰入金）に計上して、歳入歳出同額となる。

過去の当初予算での財政調整基金繰入金の状況は、平成 18 年度から令和 3 年度までの平均が 5 億 4,200 万円、最大が平成 24 年度の 8 億 5,000 万円、最小が平成 22,23 年度のゼロとなっている。過去の当初予算と比較して、最大を超えている年度はなく、令和 9 年度までは平均値前後、10 年度以降は平均値を大きく下回っており、許容できる範囲内であると考えられる。

